

国家級地域別優遇政策

政府公表資料によりジェトロ大連事務所が作成  
2012年4月

対象	1 東北三省	2 東北三省外資系企業	3 吉林省延辺州・内モンゴル
政策名	「増値税相殺範囲の拡大に関する暫定管理方法発布についての通知」	「東北旧工業基地の対外開放の更なる拡大に関する実施意見」	「西部大開発戦略の深化にかかわる納税政策問題についての通知」
主管部門	申請機構 企業所在地の主管税務機関	申請機構 企業所在地の主管税務機関及び直属税関 その他主管部門 企業所属の省市級商務主管部門 企業所属の省市級財政主管部門	申請機構 企業所在地の主管税務機関及び直属税関 その他主管部門 企業所在地の財政主管部門
政策の主要内容及び要旨	遼寧省、吉林省、黒龍江省等の地区で、装備製造業、石油化学工業、冶金業、自動車製造業、農産品加工業、ハイテク企業、船舶製造業（東北地区のみに適用）、軍用品企業（東北地区のみに適用）製品の生産を主とする増値税に対して相殺範囲を拡大する。	（一）外国出資者が国有企業を合併又は改造に参画し、元国有企業では過去に形成した過去の積算未払税金をやむをえず支払えない場合、規定した条件により国务院の許可を得た上、免除することができる。条件を満たす外資系株式会社が国内外の資本市場で上場することを支援する。 （二）国家が重点をおいて発展させる外資系現代農業、装備製造業、化学工業、ハイテク産業と農産物加工業などを支援する。 （三）「中西部地区外資系投資優位性産業目録」の適用省は東北三省を追加し、本目録に適合する東北地区の外資系投資項目はすべて奨励類外資系投資項目の輸入税優遇政策を享受できる。 （四）多国籍企業が東北地区で独資又は地元企業、科研機関、大学と合資形式で研究開発センターを設立することを支援する。外資系投資研究開発センターは規定によって国家が規定した関連優遇政策を享受するほかに、審査許可された外資系投資企業技術センターに対して、中国国内では生産不能の自社用消耗材、試薬、試作機、サンプルなどを輸入する場合、現有の規定によって関税と輸入増値税を免除することができる。 （五）外資系の交通運送業を奨励する。外資系物流企業モデルの範囲を拡大する。	（一）西部地区の国内企業奨励産業、外資投資奨励類産業及び優位性のある産業の項目では、投資総額内の自社用設備を政策に規定された範囲内で関税を免除する。 （二）2011年1月1日から2020年12月31日において、西部地区にある奨励類産業企業に対して税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する。 （注：新版「西部地区奨励類産業目録」は国家発展改革委員会西部開発司、産業協調司が研究作成中。） （三）西部地区は重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘粛省、寧夏回族自治区、青海省、新疆ウイグル自治区、新疆生産建設兵団、内モンゴル自治区と広西壮族自治区を含む。湖南省湘西土家族苗族自治州、湖北省恩施土家族苗族自治州、吉林省延辺朝鮮族自治州は西部地区の納税政策に基づいて実行することができる。
適用対象	政策で規定した業界の生産に従事する内資・外資企業は本政策が適用される。	東北三省地域の外資系企業に適用する。	政策に規定した地域の内資・外資企業は本政策が適用される。